



ター主査の職務」を「やまぐち総合教育支援センター主査の職務」に改め、同表四級の  
項中「やまぐち総合教育支援センター部長の職務」を「やまぐち総合教育支援センター  
部長の職務（特に認めるもの）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を  
次のように改正する。

別表第二中

山口警察署 柚野警察官駐在所
山口警察署 嘉年警察官駐在所

を

山口警察署 嘉年警察官駐在所
----------------

に

改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。